

判決

寄書

其他法院の指令せる證人鑑定人等ある場合は時として上記の順序前後することあり又原被辯護士より原被本人の對質を要求せず或は支那及外國會審官に於て原被本人の法廷に立つを必要とせざる場合は原被本人は法廷に陳述するの要なきも多くの場合に於て原被辯護士の供述のみにては事件の真相判明せざるに付き原被本人及證人鑑定人等につき詳細審理を加ふるものとする

而して支那及外國會審官は右原被辯護士、原被本人、證人鑑定人等に對しては必要と認むる場合隨時審問を爲し中間判決又は最終判決を與ふる時は外國會審官は會審衙門の記録に存する爲め英文にて判決要領を記し支那會審官は漢文にて判決全文を記し兩會審官は法廷廷に於て夫れ／＼判決文を宣告し茲に事件の審理の終結を告ぐる然るに複雑せる事件にして支那及外國會審官の意見主張を異にし又は判決の長さとは直に判決を與へず審理終結の後兩審官に退廷の上更に種々協議を行ひ時としては雙方見解の一致を計る爲め公文又は會見にて屢交渉を行ひ始めて判決を定むることあり而して審理終結後直に法廷に於て判決を與へざる場合は兩會審官に於て議交渉の上定めたる漢文判決文を會審衙門の名にて原被兩道に與ふるものとす

(未完)

主要記事

●支那小説と白狼

云ふ迄もなく小説は理想派たるものと實派たるを問はず苟くも之を讀す

●支那小説と白狼

ば一種不可思議の力に左右されるものなるを以て小説の内容如何は直ちに社會を對し至大の影響を與ふものなり即ち支那小説に就き之を云はんか、支那には由來枚擧に遑あらざる程の小説あるが如く其弊亦また殊に甚しく支那社會の腐敗は全く是等小説の力に起因なれば其の多きに居るに似たり何と云へば支那人の狀元宰相の思想も佳人才子の思想も盜賊土匪の思想も乃至は其他種種の思想も皆一として小説の影響を蒙らざるものか是と思はるればなり隨つて是等の小説には王侯將相より下庶民に至る迄は如上思想の一に支配され居るは事實なり雖し小説を讀まざるものありとするも是等の小説は已に社會に浸潤し己に遺傳的に感染され、成りて風氣を爲し直接間接に社會の毒を與へ居るを以て小説的思想は容易に抜く可らざるに至り而かも下等社會の頭腦に至りては所謂鐵林豪傑ならんとする思想已に充たされ居るを以て尙ほ更ら其感染の恐るべき所以を證し得るなり即ち遠きは云はす哥老會、大刀會等の秘密結社の如き何れも小説の力の恐るべき此感染を受けたる思想を基礎として國家の動搖を機會に常に爆發し政府を撓し來りたるなり而して今日に至り我等を以て殊に想起せしむるは支那の中原に於ける自狼徒の跋扈是に關し去き我等は支那小説の自狼に關して就二十三日のデリーニュース紙上に於て支那通として名ある宣教師ワイニ、コルナド氏の寄稿せる、アイデアライズド、ブリガンドーの一篇を讀み時節柄頗る興味を惹きたる故に之が大略を譯出をせし支那通俗の文學及思想中に或理想的不適當なる趣向の存在を認むるものあり即ち或狀態の下に一

碌々錄

▲昨日の近衛公十年祭で思ひ出づるは東亞同文會創立を見るに至つた機運と該會創立前後に於ける支那の狀態である、即ち當時の支那は日清戰争終了後三國干渉の酬から數年間に領土を失ひ主權を侵されたことが度々重つた爲め一方一般に西方東漸の恐るべきを知り東亞の大局より打算した所謂同文同種唇齒輔車の思想が自から湧いて來たこと、一方排外者思想の覺醒となつたことである▲然るに前者は親日傾向となつて後者は拳匪の亂となつたが後者の事は別として絶つて支那人士の思想に印象を居た當時の支那通は此親日の傾向を故近衛公に詣つたところを以て知る東亞保全の必要を看破し其歸途支那を見舞はれた程であるから直ちに應ぜられた是れ即ち同文會の創立された動機である▲だが同文會は云はは親日思想傾向の實現である此實現である同文會は今に活動し其經營に係る同文書院は今や七百餘名の卒業者を出し、支那全國に亘りて配布され直接間接に支那兩國の關係を密にしている▲去りあが同文會は創立當時に守舊黨と革新黨があつて其裏面に強國を援護として親英、親露、親日の諸黨があつた如く今日の支那に又も實米排日の諸黨が現はれて居るのは實に遺憾の事である、而かも近衛公薨去後已に十年になるにも拘らず其遺勳の實現されぬのは穴勝支那人士の迷夢のみ云ふ時である▲同文會同種唇齒輔車の語やあるも其意義は今尙新しいから、支那在留邦人は大に此邊に留意せんければならぬこと、之を痛切に感ぜざるを得ないのである

上海出帆
(漢口)

每週
土火
夜半
郵船
棧橋
ヨリ
發

上海支店

電話
內監浦東棧橋
河督一四
一八七四
一〇八七

漢口宜昌線	一ヶ月六回
漢口湘潭線	一週二回
漢口常德線	一週一回
九江南昌線	一月三回

○本店 東京市銀座通二丁目

○大倉益昌碼頭(浦東)事務所

株式會社
大倉組
上海支店

電話
輸出、石炭
輸入、會計
支店長室
二八八〇六
三〇一四

○支店及出張所 大阪、横濱、横須

賀、神戶、吳、門司、佐世保、舞鶴、沼津、京城、臺北、臺中、打狗、天津、漢口、上海、大連、北京、倫敦、紐育、漢堡、濠州

れ壓制されたるもの若しくは一時
捕へたる所の人々を助け單に富密
なるもの、財産を奪掠し貧民に之
を與ゆることロセン、フオドの乾
兒等が爲したるにせらるゝ如くな
らずして彼等は寧ろ彼等の關係者
の一人を救助せんが爲めには一都

尙ほ明朝の末に物せられたる封
神傳と稱する一小説あり是又た世
人迷信の本尊となり居れり
何人ぞ單に小閑を以て記述され
たる水滸傳並に之に倣へる其他の
小説が却つて數世紀の間各地の茶
館に於て耳より耳に傳へられ其結

せる脚下總統府秘書より段世垣、小進、及び歸順議員徐鏡心、林英歐陽法等の如き暗殺嫌疑犯を出せは、一入恐怖不安の念を生ぜしめし疑なし、或は言ふ是れ黨爭の結果出づと巷説俄かに信すべからざるの部下が、安派と廣東派とに

時事雜錄

加之外關係の紛糾は云はず
之を處理せんとするや、茫々た
百餘州真に地大に物博し故に之
富源を開發し財政の整理を遂ぐ
を得ば本と憂ふるに足らざる可
情弊纏綿之れが實行は容易なら

命令したる、已に取消されたる地方自治機關經費に對し内務部が此經費は各省に留置して警察費に充つべしと命令せるに、財政部は庫空洗ふが如しとて該經費を即日中央に送達すべしと命令したる、又同じく此自治費に對し農商部は觀象台に、教育部

① 湖北水泥
 ② 布
 ③ 棉
 ④ 棉
 ⑤ 電
 ⑥ 製
 ⑦ 煤

疋 紗 花 銅 紙 炭

五五路川四海上
 支海上司公菱三
 四六九二 二九一話電

今般上記の處に分拆所
新設仕り専ら礦石分拆
及び礦山鑑定の貴需に
應じ可申候

共に財政は直轄され中央財政稍可ならんと思はれしに、意外にも各省軍隊の裁撤實行不可能なる事情の爲め

至大ある便宜を與ゆるのみならず歴史上匪徒の勢力が陝西四川方面に這入るは廳がて支那の首都たる北京を

▲
白狼匪は

主大ある便宜を與ゆるのみならず歴史上匪徒の勢力が陝西四川方面に這入るは軈がて支那の首都たる北京を

元三年
第四期
上海貿易

茶の輸出高 一九一三年第四期の
 種茶の輸出高の概要を記さんに日

北支那、蒙古、西藏		紅茶		綠茶	
英國	八、七五担	二、三六六	九、四〇〇		
露國 (太平洋岸)	一、九六九				
同 (歐洲)	一、一五九				
同 (西北比利)	一、一五九				
一、耳古其他	一、一五九				
カナダ	一、一五九				
佛國	二、二二二				
英領印度	二、二二二				
露國	二、二二二				
白耳義	二、二二二				
瑞典	二、二二二				
朝鮮	二、二二二				
伊太利	二、二二二				
和蘭	二、二二二				
瑞西	二、二二二				
新嘉坡等	二、二二二				
其他各國	二、二二二				
合計	1,490.75元	1,490.75元			

又た磚茶の輸出は、されしは露國に紅茶の分九五、四四五担、綠茶の分七七、七六〇担あり、香港には紅茶の分一担を見たり、其の他板茶(タブレッツト)一、七〇七担は露國に葉茶九一〇担は香港、一〇〇担は露國に、骨茶二、六四六担は香港に粉茶一一〇担は佛國に何れも輸出せられたり

▲生絲の輸出高 一九一三年第四期に於ける各種の生絲輸出高を輸出各地に割當てたるもの左の如し

第一 白生絲		普通物		二、三級物		機械織物	
香港	三、三〇〇	一	一	一	一	一	一
海峽殖民地	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一
英領印度	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一
土瓦古等	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一
英國	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一
獨逸	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一

[illegible]

營業種目
 ●輸入 綿糸 綿布 雜貨
 ●輸出 綿花 肥料 絹綿麻布

紅伊藤洋行
 上海福州路十五號
 電話三三三四
 三九八八

紅伊藤洋行
 漢口湖北路十九號
 電話二一八八

本支店
 大阪、神戸、京都、東京、一之宮、京城、上海、漢口、馬刺尼

東京海上保險會社
 明治火災保險會社
 日本火災保險會社
 共同火災保險會社
 東京火災保險會社

代理店
 海上三井洋行
 (電話一八一七)

支店
 文路第壹號
 中込所山口商店
 (電話三四五九)

ふ事を証明すべし 第五條 二人以上に於て鑛業を合辦し或は鑛業を合辦せんと呈請する時は一人を推定して代表とし並に該管鑛務監督署長に呈報すべし若しまた呈報を経ざる者は鑛務監督署長より一人を指定して之に充當せしむ 前項の鑛業合辦者とは鑛業合辦を呈請したるものとは合夥契約を訂結し居れるものと見做す	第六條 鑛質の種類左の如し 第一類 金、銀、銅、鐵、錫、鉛、鋅（アンチモニウム）鎳（ニコル）亜鉛（コバルト）銻（滿他）銻（ビスマス）鉬（アルミニウム）砒、汞（メルクリナム）砒（蒼鉛）鉛白金、鉍（イリヂウム）銻（バリウム）鉀（クロシム）銻（ウラニウム）煤炭類（石炭、金剛石、寶石類） 第二類 水晶、石棉、雲母、銅玉、石膏、磷酸石灰、重晶石、硝酸銨、硫磺、硫化鐵、硼砂、弗石、大理石（飾装用）長石、滑石、筆鉛、泥炭、琥珀、土瀝青、柏油、浮石、海泡石、硅磁土、硅藻板、苦土礦、漂白土、顏料、石類（赭石、紅土等） 第三類 青石、石灰石、石砂、花崗石、斑石、白雲石、灰、灰泥石、粘土、火粘土、其他採礦に依り得べき建築石材及び一切の有用石類 食鹽及煤油（石油）は國家の專辦に歸し右三類鑛質の内にあらず 第七條 前條に列せざる鑛質は農商總長隨時に種類を核定し部令を以て之を公布す 第八條 第六條所載の各種鑛質並に其廢鑛鑛滓は農商總長或は鑛務監督署長の核准を経るに非ざれば探
探するを得ず但地方團體公有の各種鑛泉は此限に在らず 第九條 第六條第一類の鑛質は地面の業主土地所有主と地面の業主に非ざるとに論あらず先づ鑛業權を呈請せしむるの優先して鑛業權を取	第十條 六條第二類の鑛質は地面の業主優先して鑛業權を取得する權利業主優先して鑛業權を取得する権利を有する旨を聲明せざるか又は註冊後一年以内に尙開工せざる時は農商總長或は鑛務監督署長は別に他人の其鑛業權を取得するのを准す 第十一條 第六條第三類の鑛質は地面の業主より自ら探採を行ひ或は他人に租與して探採せしむるを得但地方行政官の核准を経へし地方行政官は前項の核准を爲す時は須らく鑛務監督署長に轉達すべし 第二章 鑛區 第十二條 鑛業權者は政府より探鑛或は探鑛の土地區域の准許を受けて鑛區と爲す 第十三條 左列の各地は領して鑛區となすを得ず 一、古聖の廬墓及歴代帝王の陵寢 二、要塞要塞軍港及一切の軍用局工廠に關係ある地點にて該管官署の准許を経ざる者 三、商場市場地界を距る一里以内のもの 四、官公有建築物、公園、著名の古蹟公用道路、鐵路及水利に緊要なる地界を距る四十丈以内にして該管官署或は所有者及關係人の准許を経ざる者 第十四條 鑛區の界限は直線を以て

(157)

之を定む地中間鑛の境界は地面に劃定せる境界の直下を以て準と爲す

第十五條 鑛區の面積は方里及畝數を以て計算す六十方丈を一畝とし五百四十計算を一方里とす

第十六條 煤鑛(石炭鑛)は二百七十畝以上十方里以下を以て其他の各鑛は五十畝以上五方里以下を以て限りとす

前項の規定は特別の情形に因り農商總長認めて必要とする時は之を増減するを得

第十七條 一鑛區内に二以上の鑛業權を設くるを得但異種の鑛質を目的とし或は第三十五條の事故ある時は此限りにあらず

第十八條 凡鑛區の外に在りて除前項の鑛區内に於て鑛質を發見せる時は鑛務監督署長に呈報すし

鑛務監督署長は前項の呈報を受け開採の價值ありと認むる時は期を限りて其鑛區に屬せしむる事を得

第三章 鑛權

第十九條 鑛業權は物權と見做し不動産に關する諸法律の規定を準用す但同一鑛區内の鑛業權及其他的物權は依然存在するものとす

第二十條 鑛業權は分割するを得ず第二十一條 鑛業權は繼承與滯納處分及強制執行の外權利目的と爲すを得但探鑛權は抵押權の目的と爲す事を得

第二十二條 左列の事項は該鑛務監督署に呈して註冊を受けるべし但鑛業權の行使が限制を受く時は鑛業權の註冊を爲すを得ず

一、鑛業權の設立變更移轉消滅及限制

二、鑛業權を抵押と爲す時は其抵押權の設立變更移轉消滅限制

第三、鑛業權合併の退夥

第二十三條 前項の註冊規則に關しては別に法令を以て之を定む

第二十四條 第二十二條に規定せる各註冊事項は註冊に非ざれば効力を生ぜず但鑛業權の繼承鑛業權満期の消滅及本條例に依る競賣は此限りに在らず

第二十五條 凡探鑛を欲する者は呈文を具し並に圖說を附し該鑛務監督署長に呈出して核准を請ふべし但鑛務監督署長が必要と認むる時は地方官をして調査せしめ或は派員查詢するを得

第二十六條 探鑛權は二年を以て限制とす

第二十七條 探鑛の際得る所の鑛物は鑛務監督署長の免許を経て出賣或は消費するを得並に本條例に依り納税すべし

第二十八條 凡探鑛を欲する者は呈文を具し並に圖說を附し該鑛務監督署長を經て農商總長の核准を呈請し署に回附して再び註冊を行ふべし但農商總長が必要と認むる時は該鑛務監督署長をして調査せしめ或は派員查詢するを得

前項の規定に依り鑛務監督署長は地方官をして調査或は查詢せしむるを得

第二十九條 呈請探鑛人は其名義を變更するを得但探鑛期間に在りては鑛務監督署長に呈報し探鑛期間に在りては鑛務監督署長を經て農商總長の核准を呈請するに非ざれば効力を生ぜず

第三十條 呈請探鑛人は其他に確に探らんと欲する礦物ある事を證明すべし

第三十一條 呈請探鑛人が具する所の圖說若不完備な時は鑛務監督署長或は農商總長は期を限りて更正或は補正せしむるを得若期限を逾て尙更正補正せざる時は原呈を取消す

第三十二條 農商總長或は鑛務監督署長は探鑛呈請地を確に探鑛に適すと認めたる時は期を限りて探鑛を呈請せしむるを得若期限を逾て尙呈請せざる時は他人の呈請を許すを得

農商總長は探鑛呈請地が尙探鑛を要すと認めたる時は前項の規定を準用す

第三十三條 探鑛呈請地の地位形狀と鑛床の地位形狀と合致せず權利を損する虞ある時は農商總長或は鑛務監督署長は期を限りて更正せしむるを得若期限を逾て尙更正を呈請せざる時は原呈を取消す

前項の情事は呈請人も亦自ら更正を請ふを得

第三十四條 農商總長或は鑛務監督署長は鑛業呈請地が公益に妨害あり或は經營の價值なしと認めたる時は核准するを得

第三十五條 鑛床の位置形狀に因り隣接鑛區に掘進する必要がある時は隣接鑛業權者と協商し其承諾の証明を取り鑛務監督署長を經て農商總長に呈請して鑛區を増加せしむるを得

前項の事情に因らずして隣接鑛區に掘進せんと欲する時は隣接鑛業權者の承諾書の外若抵押權あらば並に其承諾書を取り併せて呈送すべし

第三十六條 探鑛呈請地と他人の鑛區と相重複し鑛質も亦同種ある時は其重複の部分は許可するを得

第三十七條 探鑛呈請地と他人の鑛區と相重複し鑛質も亦同種ある時は其重複の部分は許可するを得

第三十八條 探鑛呈請地と他人の鑛區と相重複し其鑛質同種なるときは其重複の部分は第三十二條第一項の規定を準用す

第三十九條 鑛業呈請地と他人の鑛區と相重複し若鑛質異なる時は鑛務監督署長は鑛業權者に通知すべし但他人の鑛業に妨害ありと認めたる時は此限りにあらず

通知の後六十日を限りとし鑛業權者は其鑛業權を優先取得するの權あり

前二項の規定は第三十五條の情事ある時は之を適用せず

第四十條 探鑛呈請地と他人の探鑛呈請地と或は探鑛呈請地と他人の探鑛呈請地と相重複する時は其重複の部分は前に呈請せしものに優先權あり若し同時に呈請せし場合は鑛務監督署長は限期を指定し各呈請人をして協商の上再呈請を行はしむ

指定の期限を逾て各呈請人が尙前項の呈請を爲さざる時は抽籤の方法を以て優先權者を決定す

第一項の規定は第三十三條第三十五條及第三十九條の但書の情事ある時は之を適用せず

探鑛呈請地と探鑛呈請地と相重複したるとき同時に呈請し且鑛質同種なる場合は重複の部分に對しては探鑛呈請者に優先權あり

第四十一條 探鑛權の期間満了の後三十日を限り探鑛權者は該區域内の同種鑛質に對して優先探鑛呈請權を有す

他人が前項の區域を鑛業呈請地となす時其鑛質異なる場合は第三十九條の規定を準用す此際前項の規定に依り優先の呈請を爲せる者を鑛業權者と見做す

第四十二條 探鑛呈請人が同種の鑛質に就て更に探鑛の呈請を爲し其呈請地に重複ある時は探鑛呈請書發送の日を以て探鑛呈請書發送の日と見做す但第四十條第四項の情事は此限りにあらず

前項の規定は探鑛呈請人が同種の鑛質に對して更に探鑛の呈請を爲す場合にも之を準用す

前二項の規定は第三十二條及第三十三條第一項の規限を超過せる呈請には之を適用せず

第四十三條 探鑛區の増減合併分割及其他の變更事項は鑛務監督署長に呈請して其許可註冊を受くべし探鑛鑛は鑛務監督署長を經し農商總長の許可を呈請し署に回附し註冊したる後始めて効力を生ず

第四十四條 探鑛權者は隨時の施工計畫を圖說を具して鑛務監督署長に呈出して審定を受くべし

探鑛權者は鑛務監督署長の審定せる施工計畫に依り開採すべし

前項の施工計畫に變更する時は鑛務監督署長の審定を経たる後始めて實行するを得

(未完)

文苑

與程都督辭顧問官書

李瑞清

李瑞清頓首頓首死罪死罪。雪帥都督執事。頃承照會。命清備員顧問。奉書祇承。憂心焦灼。怔忡累息。不知所措。瑞清頓首頓首死罪死罪。狼狽所聞。行能無算。少鮮科跡。本圖臣達。但秉性迂拙。動輒時違。湛身學校。六年於茲。樂其簡易。差勝乞食。俸免凍餒。無意榮進。前月十七。留垣之鑒。省城官吏。聞風先進。總督張公。慮以瑞清。承乏藩司。是時危

ループヒサア



代理店 三井物産會社

法界呂班路三三

純牛乳 愛光社

電話貳壹七五番

借款彙報

●**寧湘鐵道成約說** 二十六日北京電報によれば南京より南昌を経て萍鄉に達する鐵道の借款契約は二十五日成立せりとの説あり

●**福建江西鐵道之日本** 二十六日北京電報に曰く日本の福建江西鐵道に對する要求其後繼續し居りて外交部と交渉を重ねつゝありと云ふ

●**銅官山借款** 柏文蔚安徽都督の銅官山の礦石を抵當に三井より期限一年にて二十萬圓の借款をせしめたる由にて期限満了の後償却せしめられ約なりと云ふ支那新聞は該礦山既に日本資本家の掌中に歸せりと稱し居れども未だ確報を得ず

●**機器局借款成立** 政府は愈鄭汝成の米國商より借入るべき五十一萬圓の借款を許可し江南ドックの事業維持費に充つしむる事に決定せりと云ふ

●**黑龍江省借款說** 黑龍江省民政長兼都督宋小廉は露清銀行より四百萬ルブル借入れの交渉中にて琿河航行權及公主嶺森林採伐權を担保とする條件にて中央政府に申請中なりと云ふ

●**江西省借款の議** 江西の財政窘迫其極に達し五百萬圓の借款を以て紙幣價格を維持せんとして中央政府に申請中なりしが咸民政長は國稅廳長王純と協議して地方稅を担保とし交渉の爲め財政司清理科長尹芳勳と南昌知事吳亮勳を上京せしめたり

●**クルツツ借款反對** 五國銀行團は兩廣クルツツ工廠借款五千萬圓に反對し此項ヒヤリ氏より反對の通告を送り財政部に詰問せりと云ふ

●**第二大借款の其後** 交通銀行代表會を経ば何等かの進轉を見るかと思ふに北京に於ける銀行側の意見は大體に纏まり居るも多少原議に變更を來たせる事前報の如くなるを以て歐洲會議を俟て更に交渉を進むるならん之に就き本月十六日柏林に開かるる等なりし同會議の延期に於けるは佛國側の事故によるものにして大なる意味あるにあらずと聲明せられたり或は佛國は革命の損害賠償を先づ議するに非れば大借款の交渉及び關稅改訂の交渉に應ぜざるべしと果して然らば第二大借款は突然一大故障に逢着せるもの云ふべきなり

●**中法銀行の借款** 中法實業銀行は支那政府の借款申込に應じ來る四月七日巴里に於て七千五百萬法の圓の債權を發行すべし該借款の用途は支那が政府事業として經營すべき北京電車及水道 電燈開辦費並びに浦口開港費等に充用せしむるものにして其擔保品としては北京の各市稅を擧げ中央政府より保證せるものなり

上海居留地の財政

●**歳入** 三、五七、三二〇兩
●**歳出** 三、五八、五二五兩
●**除剩金** 一、五〇、五二五兩
●**歳入** 上海工部局即ち列國共同居留地ニユニシアル、カウシシの一九一四年度(一月一日より十二月三十一日)に至る、換算は次の如し

●**經常歳入** 二、八七、二五五兩
●**經常歳出** 二、八五、三三三兩
●**差引** 二、八六、九二二兩

●**徵收稅率** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**徵收稅率** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**徵收稅率** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**徵收稅率** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**徵收稅率** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**徵收稅率** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**徵收稅率** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**徵收稅率** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

十七萬五千兩

●**二、家屋稅** 前年度は經常歳入の經常歳出超過三十七萬餘兩に上りたるに於て此趨勢にして繼續せば家屋稅率の輕減を見るの期あるべし然れども租界擴張の實行せるの爲めに臨時の費用を増大せざるべからず擴張問題をも併せて考究せざるべしと云ふ

●**三、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**四、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**五、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**六、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**七、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**八、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**九、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**十、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**十一、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**十二、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**十三、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**十四、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**十五、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**十六、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**十七、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**十八、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**十九、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

●**二十、特許料** 四月一日より次年度のレトリベヤア大會迄の率を以て課す

二〇六〇

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

二〇六〇

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

二〇六〇

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

●**二〇六〇** 居留地内の土地に對し査定地價の一パーセントの十分の六を地主に課し一月一日より半年毎に前納せしむ

せり此豫算額は豫定するを得ざる
と共に新建築ある毎に其方面に道
路を延長するが故なり今年中央部
に於ける永久的のベージュ工事中
を中止したるは遺憾なれども四川
路に各種の木片を試験的に敷き詰
めたれば其結果により何れの木片
が適當なるか判明すべし

を電請せり然れども本部は商業團
體維持の爲め特に反覆宣導し望
む直ちに轉布せんことを
之が爲め周會長は陳代表在南京中
のこゝなれば其翌二十三日午前會議
の時各代表より各該商會に對し農商
部の修改を待ち過激に亘り全體の進
行に際し極端に過激にせしめたり

▲其後の到着議員 前號を以て各省
代表者の姓名を擧げたるが其後の到
着議員の姓名を擧げたるが如し
▲湖北 盛炳燾、呂超伯、雲南楊、
小帆、鏡若庚、晉候
▲浙江 胡慶慶、王介安
▲蘇州 杭祖良、徒弟に商
工業の知識を與ゆる方法としての商
學案提議せられたる後日の討議に附
着せり而して商人を保護すべき保商
案七件(一行商に護照を給する)を
之を審查會に附託せり

▲初十日開會(二十六日) 商標保護
案昨日全國商會聯合會に提出され
府委員は同業の撤回を要求目下商標
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定

▲瑞記紡績の營業成績
瑞記紡績株式會社第十九回株主總
會本月廿五日瑞記洋行に開かれ昨
年度の益金十八萬五千八百四十二兩
千兩の處分に就て下の如く決定せり
利益配當二萬株に對し六兩宛
配當準備金
機械類減價償却
支配人手數料
年度繰越金
合計
瑞記紡績株式會社第十九回株主總
會本月廿五日瑞記洋行に開かれ昨
年度の益金十八萬五千八百四十二兩
千兩の處分に就て下の如く決定せり

▲和洋家具
北四川路
電話三三七八
▲貨物雜貨
▲室內裝飾
▲土地家屋
▲新支那
▲新支那
▲新支那

▲全國商會聯合會記事
▲第六日開會(二十日) 商法改正事
會社條例及貨幣制度案の一讀會を通
過して之を審查委員に附託せり又此
日は議事細則開會時刻の變更を討
議し毎日午前九時より午後二時迄を
正式開會時間とし午後二時より迄
六時に至る迄を審查時刻とし日曜
日は休會日となすに決せり

▲第七日開會(二十一日) 行文程式
に對しては「呈」を用ひ其餘の各地方
官官に對しては「呈」を用ゆること
各官より商會に對する「令」は一切受
取らざることに決せり而して農商
部に對する行文の程式は目下京中
にある該會副會長向瑞瑤の來滬を待
てて表決すべしとの論ありしが結局
向副會長に向つて催促電報を發する
ことに決せり要するに此行行文式問
題に關して聯合會は客氣に驅られ此
日或議員の如き政府にして吾人の主
張を採用せざればパナマ博覽會を種
印紙稅の施行に反對するを標とし
し政府を屈服せしむべしと云へる程
なり又本日は商報發行に就き討議
せるが北京に於て發行する月報の
み全國商會聯合會の名稱を用ひ各地
の商報に此名を稱へることに一決
せり尙ほ此日は學期商權に關する提
案ありし討論を延期せり

▲農商部の來電 聯合會會長周は去
二十三日農商部より在滬農商部代表
陳庶青に轉傳すべき左の意味の來電
に接し即ち
各商會は行文程式に對し聯合會の
正式に請願し法制局に送り始めて
修改すべき等にも拘らず各省商會
が此事に對し無理の爭執を爲す爲
め某省都督民政長は聯合會の解散

▲蘇州 杭祖良、徒弟に商
工業の知識を與ゆる方法としての商
學案提議せられたる後日の討議に附
着せり而して商人を保護すべき保商
案七件(一行商に護照を給する)を
之を審查會に附託せり

▲初十日開會(二十六日) 商標保護
案昨日全國商會聯合會に提出され
府委員は同業の撤回を要求目下商標
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定

▲瑞記紡績の營業成績
瑞記紡績株式會社第十九回株主總
會本月廿五日瑞記洋行に開かれ昨
年度の益金十八萬五千八百四十二兩
千兩の處分に就て下の如く決定せり
利益配當二萬株に對し六兩宛
配當準備金
機械類減價償却
支配人手數料
年度繰越金
合計
瑞記紡績株式會社第十九回株主總
會本月廿五日瑞記洋行に開かれ昨
年度の益金十八萬五千八百四十二兩
千兩の處分に就て下の如く決定せり

▲全國商會聯合會記事
▲第六日開會(二十日) 商法改正事
會社條例及貨幣制度案の一讀會を通
過して之を審查委員に附託せり又此
日は議事細則開會時刻の變更を討
議し毎日午前九時より午後二時迄を
正式開會時間とし午後二時より迄
六時に至る迄を審查時刻とし日曜
日は休會日となすに決せり

▲第七日開會(二十一日) 行文程式
に對しては「呈」を用ひ其餘の各地方
官官に對しては「呈」を用ゆること
各官より商會に對する「令」は一切受
取らざることに決せり而して農商
部に對する行文の程式は目下京中
にある該會副會長向瑞瑤の來滬を待
てて表決すべしとの論ありしが結局
向副會長に向つて催促電報を發する
ことに決せり要するに此行行文式問
題に關して聯合會は客氣に驅られ此
日或議員の如き政府にして吾人の主
張を採用せざればパナマ博覽會を種
印紙稅の施行に反對するを標とし
し政府を屈服せしむべしと云へる程
なり又本日は商報發行に就き討議
せるが北京に於て發行する月報の
み全國商會聯合會の名稱を用ひ各地
の商報に此名を稱へることに一決
せり尙ほ此日は學期商權に關する提
案ありし討論を延期せり

▲農商部の來電 聯合會會長周は去
二十三日農商部より在滬農商部代表
陳庶青に轉傳すべき左の意味の來電
に接し即ち
各商會は行文程式に對し聯合會の
正式に請願し法制局に送り始めて
修改すべき等にも拘らず各省商會
が此事に對し無理の爭執を爲す爲
め某省都督民政長は聯合會の解散

▲蘇州 杭祖良、徒弟に商
工業の知識を與ゆる方法としての商
學案提議せられたる後日の討議に附
着せり而して商人を保護すべき保商
案七件(一行商に護照を給する)を
之を審查會に附託せり

▲初十日開會(二十六日) 商標保護
案昨日全國商會聯合會に提出され
府委員は同業の撤回を要求目下商標
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定

▲瑞記紡績の營業成績
瑞記紡績株式會社第十九回株主總
會本月廿五日瑞記洋行に開かれ昨
年度の益金十八萬五千八百四十二兩
千兩の處分に就て下の如く決定せり
利益配當二萬株に對し六兩宛
配當準備金
機械類減價償却
支配人手數料
年度繰越金
合計
瑞記紡績株式會社第十九回株主總
會本月廿五日瑞記洋行に開かれ昨
年度の益金十八萬五千八百四十二兩
千兩の處分に就て下の如く決定せり

▲全國商會聯合會記事
▲第六日開會(二十日) 商法改正事
會社條例及貨幣制度案の一讀會を通
過して之を審查委員に附託せり又此
日は議事細則開會時刻の變更を討
議し毎日午前九時より午後二時迄を
正式開會時間とし午後二時より迄
六時に至る迄を審查時刻とし日曜
日は休會日となすに決せり

▲第七日開會(二十一日) 行文程式
に對しては「呈」を用ひ其餘の各地方
官官に對しては「呈」を用ゆること
各官より商會に對する「令」は一切受
取らざることに決せり而して農商
部に對する行文の程式は目下京中
にある該會副會長向瑞瑤の來滬を待
てて表決すべしとの論ありしが結局
向副會長に向つて催促電報を發する
ことに決せり要するに此行行文式問
題に關して聯合會は客氣に驅られ此
日或議員の如き政府にして吾人の主
張を採用せざればパナマ博覽會を種
印紙稅の施行に反對するを標とし
し政府を屈服せしむべしと云へる程
なり又本日は商報發行に就き討議
せるが北京に於て發行する月報の
み全國商會聯合會の名稱を用ひ各地
の商報に此名を稱へることに一決
せり尙ほ此日は學期商權に關する提
案ありし討論を延期せり

▲農商部の來電 聯合會會長周は去
二十三日農商部より在滬農商部代表
陳庶青に轉傳すべき左の意味の來電
に接し即ち
各商會は行文程式に對し聯合會の
正式に請願し法制局に送り始めて
修改すべき等にも拘らず各省商會
が此事に對し無理の爭執を爲す爲
め某省都督民政長は聯合會の解散

▲蘇州 杭祖良、徒弟に商
工業の知識を與ゆる方法としての商
學案提議せられたる後日の討議に附
着せり而して商人を保護すべき保商
案七件(一行商に護照を給する)を
之を審查會に附託せり

▲初十日開會(二十六日) 商標保護
案昨日全國商會聯合會に提出され
府委員は同業の撤回を要求目下商標
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定
法起草中なれば今年五月頃迄に制定

▲瑞記紡績の營業成績
瑞記紡績株式會社第十九回株主總
會本月廿五日瑞記洋行に開かれ昨
年度の益金十八萬五千八百四十二兩
千兩の處分に就て下の如く決定せり
利益配當二萬株に對し六兩宛
配當準備金
機械類減價償却
支配人手數料
年度繰越金
合計
瑞記紡績株式會社第十九回株主總
會本月廿五日瑞記洋行に開かれ昨
年度の益金十八萬五千八百四十二兩
千兩の處分に就て下の如く決定せり

●第六軍區

廣東、廣西にして
原都は四ヶ師團なりしも今回三ヶ
師團とし雙方に一ヶ師團と一混成
旅と配置するに決せり

●第七軍區

四川、雲南、貴州に
して原都は六ヶ師團なりしも今回
四ヶ師團とせり其の配兵額は四
川に二ヶ師團、雲南に一ヶ師團と
一混成、旅支隊に一ヶ師團

●第八軍區

甘肅、陝西にして
原都三ヶ師團あるも今回二ヶ師團
とせり配兵額は甘肅に一ヶ師團
半陝西に一ヶ師團

●第九軍區

新疆、伊犁、青海に
して原都二ヶ師團のまじりし其
の配兵額は新疆一ヶ師團、伊犁
混成旅青海一混成旅なり

●第十軍區

此の外拱衛軍は全額三ヶ師團なるを
今回二ヶ師團に改め之は北京警備の
任に當るものなりと云ふ

●招商局と字林西報の

所論 英字新聞字林西報は去二
十七日招商局の日本借款説に就て論
じ一九二二年の招商局國有計畫は支
那政府財政困難の爲め中止となり翌
年又新會社設立は定款に反する爲め成
立せざりし最近の歴史を叙べ日本借
款説は多少根拠ありとて今日最も憂
べきは一萬三千株即ち過半數の大
株主たる盛宣懷の行動如何に在り支
那政府は定款を擯して外資の加入
を拒絶するの理由を有するも事實
上困難ならんれば日本の管理に歸
するを避けて漢治洋の覆轍に陥らざ
んが爲め支那政府は如何に招商局を
買上げて國有するに如くはし之に
要する資金は英國商人協力して
に當り社債の形式を取り以て定款
に抵觸するを避くべし若し招商局
に日本又は他の外國に歸せしむる
特殊利益に相反し支那亦一大損失
を招くべしと論じ此點に就て英國外
務省は速かに事態を明にし英國商人

●南京下關の將來

馮都督及
韓民政長の發起により總商會の意見
に基き南京漢口門附近を取扱はした
關一帶の商業を再興するに決したる
ことは既報の如くは下關商埠局
は暫行簡章九ヶ條を規定し下關の商
業を振興し商場を規畫し官有民有兩
地を清理し商務の發達を督促するこ
ととし着々之が實行を圖るものと
なり而して最近南京より來るもの
の言を聞くと支那商人は目を今後
の下關に著け此處に集中せんとし盛
んに商店其他の建築に意を盡しつ
る有様なれば轉瞬の間に面目を
改め將來益々發達するに相違なし
浦口なるが由來支那人は能く習慣
向ひ之に拘泥するものなれば下關
の發達は寧ろ浦口よりも早きやも圖
るべし蓋し北支那支那の如き滿
鐵の力を以て大連を盛ん營口に衰
爲め營口は大に其打擊を蒙りしに衰
應に向ふ答のものあるにも拘らず習
慣は爭はざるものにて營口はも維
持され居らばなりによりて見れば
下關開埠後の將來は少からず注目
を要すと云はざるべからざるなり

●約法會議員の重なる人物

約法會議員は總數六十名なるが之を
總括的に云へば何れも前清時代の官
吏上には民選議員と云ふより寧ろ
官僚議員と爲すの適切なるに如か
るなり今此會議員中の重なる人物
の略歴を示せば

▲議長 孫毓筠

安徽壽州人字
少侯年四十二歳、日本に留學せしこ
とあり革命後安徽都督となり後選ば
れて參議院西藏議員、政治會議員と
なり孫は第二次革命當時國會維持
會を組織せしが目下政友會理事たり
而して孫は今回の約法會議員として
安徽より選ばれて開會後正議長に推
されたり

▲副議長 施恩

四川人、字鶴初
曾つて獨逸に遊學し法律を專らに修
め前清當時の憲政編查館委員たりし
ことありしが民國成立後總統府に就
職せし爲めに法律に關する起草は多
く彼の手に出たりと云ふ現に法制局長
法典編查會顧問に當り約法會議籌備
事務局局長を兼ね、今回黑龍江省より
選ばれて副議長となり開會後

▲梁士詒

廣東三水人、字燕孫、
前清時代の郵傳部右丞にして民國成
立當時より袁總統の掌璽に參し功あ
り當時參議院議長となり袁の死後
大立物あり昨年一度財政次長に任じ
今回廣東より選ばれて約法會議員とな
り

▲王揖唐

安徽人、日本士官學校
に入り之を卒業し民國成立の時に當
り北方議和代表となり、統一黨理事
にして參議院蒙古議員、憲法起草委
員となりしが今回安徽より選ばれて
約法會議員となり

▲顧鵠

四川安州人、字巨六、日
本に留學し法政學を修め現に内務部
參事約法會議籌備事務局提調、兼政
法會議秘書長たり約法會議の組織は
多く顧の力によりて成るが今回甘肅より
選ばれて約法會議員となり

▲李渠

直隸東鹿人、字訪漢、前
清翰林、前臨時參議員、政友會總務
部主任選舉あり人望亦可なり今回直
隸より選ばれて約法會議員となり

▲錢能訓

浙江嘉善人、字幹臣、
前清翰林、以て御史に任じ民政部右
丞たりしが徐世昌東三省總督當時參
贊に當り嗣に陝西布政使となり海關
下內務次長に充たり今回安徽より選
ばれて約法會議員となり

▲趙惟熙

江西南豐人、字芝璠、
年五十四、前清翰林、陝西學政、甘肅
知府たりしことあり民國成立後甘肅
都督となり後政治會議員となり民國
通議修を訂せり、今回江西より選ば
れて約法會議員となり

▲馬良

江蘇丹陽人、字湘伯、年
七十五、天主教信者にして京師大學
校長たりしことあり後政治會議員と
迎へて約法會議員に選ばるゝを得

▲陳瀛洲

奉天鐵嶺人、字海峰、
年四十六、昨年政治會議員となり今
回奉天より選ばれて約法會議員とな
り

▲寶熙

正藍旗、清の宗室、年四
十六、字瑞宸、前清翰林、山東學政
編查館提調、學部侍郎、崇文門副監
督、實は旗中に在りて人望あり新
大學の知識を深く昨年政治會議員とな
り今回京師選舉會より選ばれて約法
會議員となり

▲嚴復

福建閩侯人、字幼陵、會
國語の第一外國派遣留學生にして
天演論(進化論)群學等、社會學等
の譯書あれば學界に其名高く前清常
時進士に擧げられ福建船政局長、北
洋大學校長、學部參議等を歴任し民
國後總統府顧問となり今回福建より
選ばれて約法會議員となり

▲王丕煦

山東濮陽人、字紫若、
年四十三、前清進士內閣中書に係り
昨年山東派遣の政治會議員となり今
回又約法會議に選ばれたり

▲李盛鐸

江西德化人、字木齋、
年五十餘、前清翰林、翰林院編修、
日本獨逸の公使となり後憲政考察大
臣として歐洲に遊び山西提法使とし
たり民國後山西民政長となり今回江
西より選ばれて約法會議員となり

▲段世垣

順天時報に
登載せられて問題とさし總統府秘書
長は漢字新聞に傳へるとして捕縛せ
るを見るに、段は當初同盟會に入らざ
りし辛亥以後同盟會の勢力を得國
民黨を組織せる際之に入党し昨年選
ばれて參議員となり又憲法起草委員
となり國民黨の爲め大に盡力し第
二次革命の亂ありて國民黨の失敗に
塗るゝや又一轉して政友會に入り更
に籍を公黨に置き後議員に選ばれ
ては中央獨逸獨逸に當り秘書長の意を
迎へて約法會議員に選ばるゝを得

▲委員

委員長 イー、シー、ビーヤリス
副委員長 ハー、フイツゲ
財政部 ビーヤリス、マツキ
教育部 ホワイ、クーパー
小學校部 同上
公園部 ガーランド
支那人教育部 エズラ
警務部 アントン、フイツゲ、ハ
イド

▲共同居留地市政担当者

上海居留地共同居留地、ミュンニッハ、
カウシエール一九一四年度常任委員氏
名左の如し

▲湖南米移出禁止

湖南米は移出の禁を解かれたるが米價
騰貴の理由を以て同省湯都督は四月
一日より移出の禁止に決せり

▲浙江日本觀光團の通

浙江省杭州及甯波總商會より
選出せられたる大正觀覽團員廿六名
の一行は二十五日杭州より來着し廿
八日嚴浙江實業司長と共に奉日丸に
て日本に向へり當地實業協會は同觀
光團本邦來遊の首途を盛にし第一着
の好意を與へんとて同團來着の翌夜
日本人俱樂部に晚餐會を開き盛宴を
張り同團員の名を慰左の如し

▲委員

委員長 日 阪
實業司長 同 阪
公立工業學校長 同 阪
公立商業學校長 同 阪
公立工業學校長 同 阪
公立商業學校長 同 阪
公立工業學校長 同 阪
公立商業學校長 同 阪

▲職員

庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業

▲庶務員

庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業
庶務員 日本水産學校卒業

電力、電燈、電車、電信、電
話用機械及器具
鐵道蒸汽、鑛山、紡績用
機械及器具
各國電氣會社製電氣機
械及器具
輸入輸出及
製造販賣

廉價提供

東京本店
大阪支店
九州支店

電話新機 六三、三三、三三
電話新機 六三、三三、三三
電話新機 六三、三三、三三
電話新機 六三、三三、三三
電話新機 六三、三三、三三
電話新機 六三、三三、三三
電話新機 六三、三三、三三
電話新機 六三、三三、三三

線通交捷最絡聯亞歐

◎急行列車ハ最新式、一二等
寢臺車及食堂車ヲ聯結致居候

○大連長春間急行列車

大連發 月、水曜日午後三時二十分 莫斯科行
土曜日 午後三時二十分 聖彼得堡行

長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○滿鮮直通(釜山長春間)急行列車

釜山發 日、火、金曜日午後九時五十分

安東發 月、水、土曜日午後四時四十分

長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○長春大連間急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時

大連着 同 午後十時二十分

上リ

○滿鮮直通(長春釜山間)急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時

奉天發 同 午後二時四十分

釜山着 火、木、土曜日午後七時五十分

◎大連發、水、土曜日及大連着、水、金曜日急行列車ハ上海航
路汽船ニ接續致候

歐亞大連間行

歐亞大連間行
倫敦 聖彼得堡 莫斯科 哈爾濱
倫敦 聖彼得堡 莫斯科 哈爾濱

二十四時間
十日間
十一日間
十二日間
十二日間

館旅道鐵

ルテホトマヤ

大連、旅順、奉天、長春ニアリ
設備完全 食物精選
大連市外星ヶ浦ニハ海岸ほてるアリ

(YAMATO)號略報電

路航海上連大

使用船

神戶丸 九三三八七六噸

兩船共船内無線電信局アリ

大連發 月、水曜日正午

上海着 土、月曜日午前

上海發 月、水曜日午前

大連着 水、金曜日午前

上海大連共ニ棧橋緊留

速力 神戶丸九十九海里航海時間三十一時間
神戶丸九十四海里航海時間四十一時間

(MANSEN)號略報電

炭順撫

大連、營口、天津、芝罘、

上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常

ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

社會式株道鐵洲滿南

町樂有區町麴市京東 社支○ 町園公東市連大 社本○

(MANTETSU)號略報電 (番九一二連大) 金貯替振